



2026年度

マレーシア・ハラール市場バイヤーマッチング事業

募集要項

お申し込み締切日：

<STEP1> 2026/9/1 (火) 12:00 (日本時間)

<STEP2> 2026/9/1 (火) 12:00 (日本時間)

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、ジェトロ）は、マレーシアのハラール市場における日本企業の認知度向上及び商談機会創出を目的として、「マレーシア・ハラール市場バイヤーマッチング事業」を実施します。

本事業では、以下の支援策（予定）を通して東南アジア最大の宗教人口グループで今後ますます市場が拡大するムスリム市場（ハラール市場）へのデジタルを活用した日本企業の参入を支援します。

- ① ハラール専門BtoBオンラインプラットフォーム「DagangHalal.com」に、参加企業の出展アカウント開設を支援します。
- ② 「DagangHalal.com」にオンラインジャパンパビリオンを設置し、当該プラットフォームを通して東南アジアのハラールバイヤーの発掘と出展企業への商談を支援します。
- ③ 当該オンラインプラットフォームやデジタルツールの活用と合わせて、マレーシアにてバイヤーを集めたワークショップや商談会を開催し、参加企業の商談機会を創出します。

マレーシアへの販路開拓にご関心のある日本企業を募集します。皆様からのお申し込みを心よりお待ちしております。

プロジェクト概要

1. 【DagangHalal.comのオンラインジャパンパビリオン】

マレーシアのハラール専門BtoBオンラインプラットフォーム「DagangHalal.com」内にジエトロの特設ページ「ジャパン・パビリオン」を2025年に続いて設置します。90カ国から14,000以上のハラールバイヤー（ハラール認証済み商品の調達を希望するバイヤー）が登録するハラール専門BtoBオンラインプラットフォームです。対象商品は食品をはじめ、ケア用品、ファッションアイテム、機械、関連サービスまで幅広く対応しており、原則すべてハラール認証取得済み商品です。

1. 期間：2026 年9月～2027年1月
2. 概要：ハラール専門BtoBオンラインプラットフォーム
<https://www.daganghalal.com/>
3. 事業概要：DagangHalal.comに各社の出展アカウントを作成。出展企業の商品ページを紐づけたランディングページとして、オンラインジャパンパビリオンを当該プラットフォーム上に作成し、バイヤーの誘致を行います。
 - 募集企業数：20社
 - 参加費用：無料
 - ※商品発送、サンプル提供等に係る費用の補助はありません。
 - ※DagangHalal.comが提供する任意の有料の追加サービスがありますが、追加サービスの利用は自己負担です。
4. 申込要件：
 - マレーシアで有効なハラール認証を取得していること
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/02/d5fea7ae44f7eadc.html>
※今後ハラール認証の取得を予定している、かつ原料にアルコールや豚由来成分を含まない製品（いわゆるムスリムフレンドリー）についても応募可能
 - バイヤーと取引可能であること
 - 日本企業が製造する製品であること（製造地は問わない）
 - 自社の商品ではない場合、販売元から販売許可、権利を取得していること。またそれを証明できること。
 - 英語でバイヤーと商談が可能であること

2. 【 AI営業支援ツールを活用した商談創出支援（予定） 】

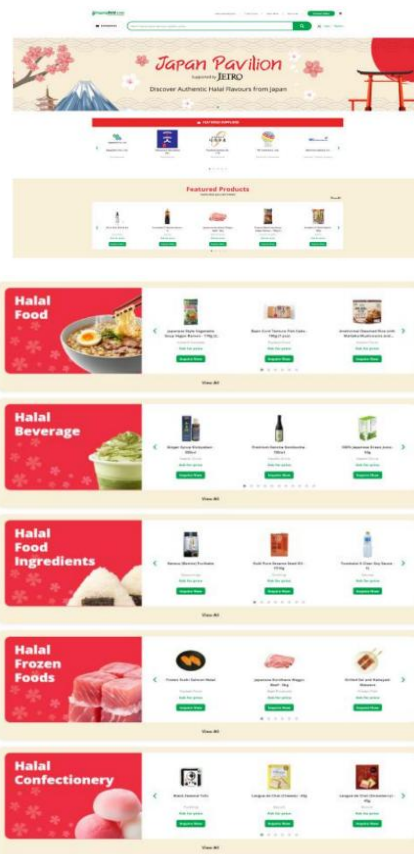
ジェトロ本部では、ハラール認証を取得した企業を対象に、輸出ビジネスに特化したAI営業支援ツールを活用したバイヤー流入・商談創出の強化を図るモデル事業を 2026年9月以降に実施予定です。本事業では、「DagangHalal.com」との連携を通じて、バイヤーの探索から商談・成果創出に至るまでの一連のプロセスを、参加企業とともに実証・検証してまいります。

※ 詳細な参加条件・募集方法等については、準備が整い次第 改めてご案内いたします。

ハラール分野におけるAIを活用した商談プロセスの共同研究プログラム



▼2025年度のジャパンパビリオン



▼2025年度のワークショップの様子



※2025年度は25社の企業が参加し、33社の新規バイヤーを発掘。40件を超える商談に至りました。

3. 【バイヤー向けワークショップ・商談会】

1. 時期：9月中旬、11月、1月（予定）
2. 概要：マレーシア国内にてバイヤーを集めたワークショップ・商談会を開催。バイヤーに対して出展企業の商品に関する説明をジェトロおよびDagangHalalのメンバーが紹介し、需要喚起と商談への導線構築を目指します。参加企業のマレーシアへの渡航は必須ではありません。サンプル提供のご協力が可能な方は、事前にジェトロ・クアラルンプール事務所宛にサンプルをご送付いただくことで、ワークショップ・商談会当日に、有望なバイヤーにサンプル提供させていただきます。（サンプルの輸送は自己負担です）
3. 申込要件：
 - DagangHalal.comのジャパンパビリオンに出展している企業限定の取組みです。
4. サンプル提供について：
 - ワorkshop・商談会にてジェトロ職員およびDagangHalalスタッフが、来場するバイヤーに対し貴社の商品をご紹介します。バイヤーから関心が寄せられた場合、商談依頼が入った場合には、後日個別にご連絡さしあげます。
 - 参加費は無料ですが、サンプルにかかる費用及び貴社からジェトロ・クアラルンプール事務所宛への輸送費は参加いただく企業側でご負担ください（ワークショップ・商談会会場までの輸送費はジェトロが負担します）。
 - サンプル商品は**常温**で保管できる商品に限ります（冷蔵・冷凍不可）。また賞味期限は発送時点で6か月程度確保いただける商品を推奨します。
 - サンプルは現地および今後のバイヤー勧誘活動に活用しますので、ワークショップ・商談会終了後の返却は承れません。予めご了承ください。
 - 当日の様子やバイヤーのコメント等を収集し、後日ご報告します。

参加にあたっての要件

- 登録情報が不足している場合には、後日ジェトロからの案内に沿って必要情報を追加登録いただけること。
- マレーシアでの販路開拓に意欲的であること。後日バイヤーからの引き合いがあった場合には真摯に対応すること。
- 出展商品が、各種法令等により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、当該商品を展示する事業者の責任において事前に必要な許可等を取得いただけていること。あるいは今後要件を満たす予定があること。

参考：

[国・地域別に見る | 日本からの輸出に関する制度 - 農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ](#)

- 本募集要項記載の「免責事項」と「個人データ保護規定」および申込フォーム記載の参加要綱に同意いただけること。

申込から採択の流れ

1. 申込フォーム入力

本募集要項をすべて確認のうえ、下記申込フォームへアクセスし、事業参加申し込みをご登録ください。

<STEP1> **申込締切日：2026/9/1(火)12:00（日本時間）**

申込ページ：

<https://forms.cloud.microsoft/r/z0x31xdNMW>

<STEP2> **申込締切日：2026/9/1(火)12:00（日本時間）**

STEP1申込み後、以下の手順に従い企業情報および商品情報をご提出ください。

- ① 企業情報・商品情報入力用Excelファイルをダウンロード

ダウンロードページ：

[https://www.jetro.go.jp/newsletter/kualalumpur/2026/EC/STEP2-Application%20form%20\[Send%20back%20to%20MAK@jetro.go.jp\].xlsx](https://www.jetro.go.jp/newsletter/kualalumpur/2026/EC/STEP2-Application%20form%20[Send%20back%20to%20MAK@jetro.go.jp].xlsx)

- ② Excelファイルへ必要事項を入力
- ③ 以下の資料をジェトロ宛てに提出

■提出資料：

- イ. 企業情報・商品情報入力済みExcelファイル（必須）
- ロ. 会社ロゴ（必須）
- ハ. 商品画像（必須）
- ニ. ハラール認証証明書等（取得済みの場合）
- ホ. 商品カタログ・販促資料等（任意）

提出先：MAK@jetro.go.jp

※画像データや販促資料等のファイル容量が大きい場合は、ダウンロード可能なURLをご提出ください。

※ダウンロード用URLの準備が難しい場合は事務局までお問い合わせください。ジェトロよりファイル提出用のクラウドストレージURLをご案内します。

2. 選考および採択結果

上記1 (STEP1～2)でお申しいただきました企業様につきまして、ジェトロ、DagangHalalにて審査を実施のうえ、採択結果を8月31日～9月4日にご連絡させていただきます。
審査基準ならびに選考の詳細は回答しかねますことをご了承ください。

3. サンプル輸送

上記2で採択された企業でサンプル送付を希望する方は、以下①～③をサンプル送付先住所宛てにお送りください。なおワークショップ・商談会は9月、11月、1月の開催を予定しております。サンプルがご到着し次第、直近のイベントより活用を開始します。サンプル受領の最終は【12月末まで】とさせていただきますこと、ご了承ください。

■ご送付いただくもの（任意）：

- ①サンプル商品1～10個程度（段ボール1箱分に収めていただけますと幸いです）
- ②英文の商品パンフレット、販促資料 1～2部（推奨）（データでのご送付も可能です）
- ③サンプル商品の英語のラインシート（推奨）（データでのご送付も可能です）

■サンプル送付先

ジェトロ クアラルンプール事務所宛て

（住所）

9th Floor, Chulan Tower, No.3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, MALAYSIA

（宛先）

JETRO Kuala Lumpur OFFICE（PIC：Mr. Nizar）

※会場まではジェトロが責任をもって輸送しますが、想定外の事象に起因する商品の破損等、展示が困難となる可能性がある点、ご了承ください。

※送付に際してご相談事項等ありましたら、[ジェトロ越境EC支援事業パートナー](#)への相談もご活用いただけますので、ご不明な方はジェトロ・ECビジネス課までお問合せください。

留意事項

- 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- 申込フォームの記載内容に変更がある場合、速やかにジェトロにお知らせください。
- 出展募集締め切り後であっても、現地規制の変更または主催者の決定により出展できなくなることがあります。
- パビリオンおよびワークショップ・商談会全体の基本構成、出展位置、商品配置等はジェトロが決定します。
- ジェトロは、本事業の様子を写真等含め公表する場合があります。その場合には、各社様の製品が映る可能性があります。公表内容に個別の引き合い等の情報が含まれる場合は、事前に公表可否をお伺いします。
- 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. サンプル／出展物に関連して、如何なる紛争（契約に関するものや知的財産権侵害に関するもの等）が発生したとしても、ジェトロは一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止することがあります。これに起因または関連し、貴社が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは貴社に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (ア) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (イ) 貴社がジェトロの提示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - (ウ) 貴社が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合。
 - (エ) 貴社が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (オ) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
3. 本事業について、サンプル提供のみの募集となり、会場への来場支援はしておりません。貴社の責任において渡航をする場合には、不測の事態によるキャンセル料、その他経費・損害をジェトロが補填することはできません。（渡航する場合は海外旅行保険への加入を推奨します）

個人データ保護規定

1. 本契約に基づき処理される個人データに関して、マレーシアの2010年個人データ保護法およびその他適用されるすべてのデータ保護法を遵守するものとする。
2. JETROは、JETROが収集、管理、または提供する個人データに関して、独立したデータ利用者として行動するものとする。サービスプロバイダーは、サービスプロバイダーのプラットフォーム、バイヤーデータベース、サプライヤーデータベース、イベント、電子メールキャンペーン、デジタル広告、ウェブサイト上の活動、およびリードジェネレーション活動を通じて収集、管理、または処理される個人データに関して、独立したデータ利用者として行動するものとする。
3. JETROが契約サービスの履行のみを目的としてサービスプロバイダーに個人データを提供する場合、サービスプロバイダーは、適用法令により別段の定めがある場合を除き、JETROの文書化された指示に従ってのみ当該個人データを処理するものとする。
4. JETROは、サービスプロバイダーに提供されるいかなる個人データについても、適法な根拠、必要なすべての通知、および必要なすべての同意を確保する責任を負うものとする。
5. サービスプロバイダーは、契約サービスの履行に合理的に必要な、信頼できる第三者のサービスプロバイダー、クラウドプロバイダー、Eメールマーケティングプラットフォーム、顧客関係管理（CRM）システム、分析プロバイダー、イベント管理プラットフォーム、広告プラットフォーム、決済サービスプロバイダー、通信プラットフォーム、および契約サービスの履行に合理的に必要なその他の技術プロバイダーを利用することができる。ただし、サービスプロバイダーは、かかる第三者の作為および不作為について全面的な責任を負い、かつ、当該第三者が、本契約および適用法令に定められたものと同等かそれ以上の厳格な個人データ保護水準を定める契約上の義務に拘束されることを確保しなければならない。
6. サービスプロバイダーは、マレーシア、日本、シンガポール、米国、欧州連合、または当該サービスプロバイダーが事業を展開するその他の法域に所在するクラウドサービスおよびサービスプロバイダーを通じて個人データを処理することができる。ただし、サービスプロバイダーは、合理的な契約上、技術上、および組織上の保護措置を講じ、かつ適用法令を遵守することを条件とする。
7. サービスプロバイダーは、ジャパンパビリオンの宣伝および適格なバイヤーとの関与を目的として、Google、Meta、LinkedIn、Eメールマーケティングプラットフォーム、および同等のサービスを含むデジタル広告および分析プラットフォームを利用することができる。ただし、適用法令、プラットフォームの利用規約、および適切なプライバシー通知に従うことを条件とする。
8. サービス提供者は、個人データが不正アクセス、紛失、悪用、開示、改ざん、または破壊から保護されるよう、合理的かつ適切な技術的および組織的措置を講じなければならない。

い。かかる措置は、処理される個人データの性質、量、機密性、およびリスクを考慮したものでなければならない。

9. サービス提供者は、JETROから提供された個人データに影響を及ぼす個人データ侵害が確認されたことを知った場合、法律により当該通知が禁止されている場合を除き、不当な遅滞なく、かつ合理的に実行可能な限り72時間以内に、JETROおよび個人データ保護委員会に通知しなければならない。

お問い合わせ

ジェトロ・本部 デジタルマーケティング部ECビジネス課（担当：小島、荒井）

E-mail : DNE-project2@jetro.go.jp

ジェトロ・クアラルンプール事務所（担当：都築、ニザール）

E-mail : MAK@jetro.go.jp